

第 2 回

栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会 議 事 概 要

平成 21 年 12 月 11 日 (金)

14 : 00 ~ 15 : 30

栃木県トラック協会新館 3 階会議室

1 . 開会

2 . 議事

(1) 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正 (案) について

- 事務局より東日本旅客鉄道株式会社大宮支社が協議会構成員に加わる旨改正内容の説明 -

設置要綱の改正の協議については、委員に諮ったところ特段の意見なし

(2) 第 1 回栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏合同タクシー特定地域協議会議事概要について

事務局より議事概要について、資料説明

(3) 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会地域計画 (素案) について

事務局より地域計画 (素案) について、資料説明

傳法谷委員【代理】 ・最後のほうの「その他事業」における「実施主体」及び「実施主体等」という部分があったが、これについては注意書きもあるように「実施主体並びに協力者を意味し、協力者とは事業の実施を支援する立場の者を指す」ということが言及されているが、(実施主体等の) 定義が非常に気になっていて、「支援」という言葉も曖昧ではないかと思う。基本的には個別に協議いただき、それに対して審議していく流れになるのかと思うが、この場において交通案内版の設置等謳われているところで、そういった部分で協力者として行わなければならないと言われると、他の交通事業として支援出来ない部分もあることをご理解いただきたい。

事務局 ・(注) の「これらの具体的な分担に関しては個別の事業ごとに協議するものとする」とあるが、個別の案件ごとに協力できるものに関して協力いただくということで、協議のうえ個別に検討しながら進めていくことになる。

傳法谷委員【代理】 ・可能な協力をするということによいか。

事務局 ・その理解で構わない。

藤田委員 ・提案になるが、ひとつはP17(P5及びP6)の「タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上」にある「悪化の防止」を削除して、「労働条件の改善・向上」にしてはどうか。

・同じく【特定事業】に「最低賃金の確保」とあるが、この前に労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守という文言を入れていただきたい。

・その内容としては、お配りしたピンクのチラシ(「栃木県の最低賃金」)に、栃木県の最低賃金が685円と記載されている。最低賃金の確保という目標はあまりに安易ではないか。仮に乗務員の賃金を最低賃金相当ということで確保しても、年収にして130万~140万程度にしかならない。資料にもあるように、年収200万を越す程度の現状にある。もっと上を目指すということであれば、最低賃金を最初にもってくるのではなく、まずは労働条件として、労働時間や賃金の支払い等をきちんと守るということを標榜していただきたい。

・また、もうひとつお配りした「タクシー運転者の労働時間の改善基準のポイント」というリーフレットについて、通常労働基準法では、1日8時間週40時間の労働時間が定められており、タクシー運転手も規制の対象になるが、客待ちや特殊な勤務形態等の理由から、(規制が告示により)若干緩和されている。

- リーフレットの説明 -

・この告示に違反をすると、労働局は是正措置をとることになる。つまり、この告示は労働基準法と同等の力があり、時間・賃金・労働条件にかかってくるものである。

・まずは、この告示を遵守するという姿勢を最低賃金の前に入れるという提案をした

い。

芳賀委員 ・まず、1ページの「公共交通機関としての役割」として、その現状が記載されているが、宇都宮市において、公共交通不便地域等の解決策として、今後の新たな地域内交通の中で地域に密着した公共交通の役割をタクシー事業者にも期待を寄せている部分もある。

・7ページの「交通問題、都市問題の改善」ということで現状が記載されているが、一部の事業者の行為によって全体が影響を受けているということもあるが、まずは現状のルール遵守徹底という部分も併せて記載すれば、ここに参加していない事業者にも周知できるのではないかと思う。

・先ほどJRからもあったが、11ページ以降にある「特定事業」の「その他事業」の「実施主体等」という文言についてわかりづらい点がある。

・たとえば事業実施にあたっての関係者であるとか、そういった表現でそれぞれの役割のなかで関係していく。関係の仕方については、それが支援になるのか、その中では自治体が主体となってくるものも出てくると思う。

・ゆえに、「実施主体」と「関係者等」に分けていただいたほうが、この方針を皆が

理解し、今後個別の協議をしていくうえで、関係者から協力を得やすくなるのではないか。

四月朔日会長 ・ 本日参加出来なかった宇都宮商工会議所の小関委員より文書（「宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（素案）に対する意見について」（以下、意見書という））による意見の提出があったので、事務局から説明させていただきたい。

- 事務局より意見書説明 -

以下、意見書概略

1. タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくりについて
タクシー乗務員の資質向上
優良・模範運転手に対するインセンティブの付与
利用者の利便性向上及び多様な選択制の確保
2. 交通問題、都市問題の改善について
JR宇都宮駅構内の交通障害・渋滞対策
高齢化社会に対応した街中乗り場設置
3. 観光立県実現に向けての取り組み
4. 減車等事業再構築については、努力している者や成果を上げた者が報われる評価基準システム、すなわち定量的・定性的な事業者評価のもとで実施されたい。

落合委員【代理】 ・ これまで出た意見にもあったが、「特定事業」の「その他事業」における「実施主体等」について、自治体という表現がいくつか出てくるが、たとえば15ページの「都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進」という節で、実施主体が「法人協会等、運輸支局」となっているが、ここにおいても自治体等記載されてもいいのではないか等、顔の見方、出方を明確にしたほうがいいのではないかと思う。

・ つぎに地域公共交通という考え方について、宇都宮市からもあったように地元の中での大きな役割を担っていければ良いと感じている。

四月朔日会長 ・ 後日意見・不備があった場合には、今月中に添付の「栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（素案）に対する修文意見等について」に意見を添えてFAXにてお寄せいただきたい。

・ 本日いただいた意見・提案については、次回協議会までに検討を行い、最終的な地域計画（案）を提示したい。

（４）その他

佐藤委員 ・ 運転代行業者のタクシー類似行為の廃絶という文言を加えてはどうか。

事務局 ・ 今回の協議会はタクシー事業者の活性化・適正化というところに趣旨があることが

ら、タクシー類似行為の廃絶ということは、別の議論になってくる。事務局として精査を行い、事業の中身として入れるかどうかは持ち帰って判断したい。

6. 閉会

事務局 ・ 第3回については2月中に開催する予定である。

以上をもちまして、第2回栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会
を閉会いたします。

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正（案）

資料2 第1回栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏合同タクシー特定地域協議会
議事概要

資料3 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（素案）

以上